

1 審査会の結論

審査請求人の公開請求に係る「平塚市教育委員会が銃剣道の授業を実施することを検討した書類」「校長が体育教師が銃剣道の指導ができると判断した理由や過程に関する書類」「銃剣道の授業に対する「授業案」又は「指導案」に関する書類」「銃剣道の授業のシラバス（1年間の授業の進め方、指導目標を明示したもの）に関する書類」「銃剣道の授業実施後の校長への報告に関する書類」及び「銃剣道に対する市民等からの意見等に関する書類」（以下「本件文書」という。）について、平塚市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）のうち、審査請求の対象である「校長が体育教師が銃剣道の指導ができると判断した理由や過程に関する書類」（以下「本件審査請求対象文書」という。）に係る処分は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が実施機関に対して行った本件文書の公開請求について、実施機関が平成30年6月22日付けで行った本件処分のうち、本件審査請求対象文書に係る決定を取り消し、本件審査請求対象文書に該当する一切の文書を公開せよというものである。

3 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年5月9日に、平塚市立土沢中学校（以下「中学校」という。）において実施された銃剣道の授業に関する本件文書の公開を、平塚市情報公開条例（平成14年条例第24号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、実施機関に請求した。
- (2) 実施機関は、本件文書の特定を行い、本件文書のうち 及び は公開とし、 、 及び は文書がないため不存在、 については条例第5条第1号に該当する部分があるため一部公開として本件処分を行い、平成30年6月22日付けで審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、本件審査請求対象文書に係る処分に不服があるとして、平成30年7月3日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書、意見書、追加意見書及び口頭での意見陳述において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

- (1) 本件処分により、本件審査請求対象文書として実施機関が公開した文書は、平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日付け「 1 ・ 2 年生保健体育科授業における武道「銃剣道」の履修について」(以下「本件公開文書」という。)と題する保護者への通知であった。通知内容は「 1 学習内容および時間数」、「 2 履修の理由」及び「参考 中学校学習指導要領 保健体育編解説より」であり、中学校において銃剣道の授業を実施した体育教師(以下「体育教師」という。)の銃剣道の指導能力を判断したとは記載されていない。
- (2) 本件公開文書中「 2 履修の理由」に、体育教師が「指導者としての研鑽を積んでおり」、「全国研修大会にも参加」とあるが、指導能力の判断基準が示されておらず、それに達しているかも不明である。評価基準及びその基準を満たしていることが示されるべきである。
- (3) 本件公開文書は、平成 2 6 年度及び 2 7 年度の中学校校長(以下「校長」という。)が、銃剣道の指導に関する体育教師の資質を予め判断した上で作成された書類であり、本件審査請求対象文書に該当しない。
- (4) 実施機関は、平成 2 7 年度に銃剣道を履修内容に加えたが、当時の中学校学習指導要領は平成 2 0 年告示のものである。実施機関は「現行の学習指導要領において、銃剣道は、武道の種目として実施可能な種目である」と主張しているが、平成 2 0 年告示の中学校学習指導要領において、実施可能な種目として銃剣道の記述はない。また、平塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和 3 5 年 4 月 3 0 日教委規則第 5 号)第 6 条第 1 項では「学校の教育課程は学習指導要領の基準により、校長が編成する」としていることから、学習指導要領において実施可能な種目として銃剣道の記述がないのに履修内容に加えていることは、学習指導要領に準じた教育課程の編成ではない。

5 実施機関の主張

実施機関が、行政文書一部公開決定通知書、弁明書及び口頭での意見陳述において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

- (1) 本件公開文書を本件審査請求対象文書として特定した理由は、審査請求人が求める情報が記載されていると判断したからである。
- (2) 本件公開文書以外の書類、例えば、体育教師が参加した研修会に関する復命報告書及び参加した研修会の内容が分かる資料は保存年限を過ぎているため、また、修了証等が発行される研修会ではなかったため、いずれも不存在である。
- (3) 審査請求人の「指導能力の判断基準が示されておらず、それに達しているかも不明である。」という審査請求理由については、教育職員免許法(昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号)第 3 条で定めている免許状を有している職員が、学習指導要領に則った銃剣道の授業を実施することに問題はなく、銃剣道を指導する際に、指導能力の判断基準を示さなければいけないという法的根拠はないため文書は作成していない。

- (4) 銃剣道を履修内容に加えた平成27年度は、平成20年告示の中学校学習指導要領をもとに教育課程を編成している。当該要領を補完する中学校学習指導要領解説保健体育編において、「武道の運動については…地域や学校の実態に応じて、なぎなたなどのその他の武道についても履修させることができること」とし、巻末参考資料にその他の武道の例示として—銃剣道の記載があることから、学習指導要領に則った銃剣道を履修させることに問題はない。

6 審査会の判断

(1) 本件の争点について

本件に係る争点は、次の3点であると判断する。

- ア 本件審査請求対象文書として本件公開文書を特定したことが妥当であったか。
- イ 本件公開文書以外の文書は存在するか。
- ウ 本件に係る授業実施は法令等に基づき適正に行われたか。

(2) 本件公開文書の特定の妥当性について

審査請求人は、本件公開文書には校長が体育教師の指導能力を判断したとの記載はなく、本件審査請求対象文書にあっては体育教師の指導能力に関する判断基準及び評価基準が示されているべきであると主張している。しかし、審査請求人が請求したのは、体育教師が銃剣道を指導できると校長が判断した理由と過程に関する文書であり、その文書自体に指導能力の判断基準や評価基準が示されている必要性は認められず、本件公開文書の中に校長が可能と判断した理由又は過程に関する記載があれば、本件公開文書は本件審査請求対象文書となると考えるべきである。

なお、実施機関は、校長は次の5点を理由として、銃剣道の授業の実施及び体育教師が銃剣道を指導できることを判断したのであり、これらの内容を踏まえて本件公開文書を作成したのであるから、本件審査請求対象文書に該当すると主張している。

- ア 銃剣道が中学校学習指導要領に基づき実施可能な種目であること。
- イ 剣道を履修させる際に、防具が不足していること。
- ウ 銃剣道は剣道と比較し、安全に履修でき、用具の無償提供が受けられること。
- エ 体育教師は、中学校保健体育科の教員免許を取得しており、武道の指導についての専門的知識があること。
- オ 体育教師が銃剣道の研修会に参加し、銃剣道の経験がない体育教師が安全に授業を行えるようにするため、現行中学校学習指導要領に準拠した授業指導法や銃剣道の特性を踏まえた指導計画、指導内容、指導法、評価等について学んでいること。

この5点のうち、本件公開文書にはイ、ウ及びオに関する記述があり、かつ、オについては、体育教師が銃剣道の指導をできると校長が判断した理由と見なすことができることから、本件公開文書は本件審査請求対象文書として妥当であるといえる。

(3) 本件公開文書以外の文書の存否について

実施機関は、弁明書において本件公開文書以外の文書は不存在であるとし、また体育教師が参加した研修会に関する復命報告書及び参加した研修会の内容が分かる資料については、保存年限を過ぎているため不存在であり、研修会の修了証についても発行されていないことから不存在であると主張している。

これに対して、審査請求人は追加意見書において、平成26年12月5日から7日までの日程で千葉県勝浦市の日本武道館研修センターで開催された「第1回全国銃剣道指導者研修会」に関して大阪府において収受された通知文書を提示し、同種のものが実施機関においても存在すると主張した。これについて当審査会から実施機関に確認した結果、当該文書の存在を確認できたが、実際には体育教師は当該研修会には参加しておらず、これとは別に平成27年2月27日から3月1日までの日程で開催された「平成26年度中学校武道授業(銃剣道)指導法研究事業」(以下「研究事業」という。)に参加していたことが確認できた。

そこで、当審査会では研究事業に関する行政文書の存否についても調査を行ったが、研究事業については体育教師が個人の研鑽のために私費で参加していたことから、公費による出張ではないため復命報告書等の関連文書は不存在であることを確認した。

その他の本件審査請求対象文書として、校長が体育教師の進言に基づき銃剣道の授業の実施を決定した経緯に係る文書及び本件公開文書の発送の際に作成された文書についても調査したが、中学校においては、そのような意思決定過程における文書はそもそも運用において作成されていないことが判明した。また、これら文書以外の公開対象文書として、職員会議録(平成27年1月から28年3月分)における該当箇所及び教育課程編成報告書の決定に係る文書等についても調査を行ったが、該当文書は不存在であった。

以上のことから、本件公開文書以外は不存在であるという実施機関の主張は妥当であるといえる。

(4) 本件に係る授業実施は法令等に基づき適正に行われたか

審査請求人は、平成20年告示の中学校学習指導要領において実施可能な種目として銃剣道の記述がないのに履修内容に加えていることは、学習指導要領に準じた教育課程の編成ではないと主張し、一方実施機関は、中学校学習指導要領解説に履修可能な種目として銃剣道が例示されており、その履修に問題はないと主張しているが、この点については当審査会が判断すべき事項ではない。

以上の理由により、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 審査会の経過

別紙「審査会の経過」のとおりである。

付 言

・行政文書の取得及び作成の意義について

実施機関は、教員が行う授業内容等については、一つ一つの科目を授業で実施できるか否かを判断し、その理由や経緯の文書を作成することは、法律上求められていないことから作成していないと主張している。しかし、条例第26条では「実施機関は、第1条に規定する市民に対する市政についての説明責任を尽くし、もって適正に行政目的を達成するため、その所管する事務に関し、適切かつ確実に行政文書を作成し、取得するよう努めなければならない」と規定しており、また、平塚市立学校行政文書取扱規程（昭和61年11月21日教委訓令第1号）第11条では「行政文書の処理は、全て校長が中心となり、遅滞なくこれを行い、絶えず当該事務の発生から完結に至るまでその処理状況を明確に把握し、その経過を明らかにしておかなければならない」と規定している。実施機関は、慣例として口頭のやりとりだけで意思決定を行っているようであるが、意思決定過程を明確にしておかなければ、市政を市民に説明する責務を全うしているとは言い難い。とりわけ、全国で初めて銃剣道を履修内容に加えるという本件のような場合においては、その意思決定過程を明確にしておく必要性は高い。

以上のことから、条例上も、実施機関としての意思決定手続上も問題があるといわざるを得ない。実施機関において、条例第26条に定める「行政文書の適切かつ確実な作成及び取得」を適正に運用していくべきであると付言する。

別紙 審査会の経過

年月日	会議名	審査会の経過
平成30年7月3日		審査請求
平成30年7月17日		実施機関に非該当理由を説明した弁明書の提出を依頼
平成30年8月17日		弁明書を受理
平成30年8月27日		諮問書を受理
平成30年8月31日		審査請求人に弁明書の写しの送付及び意見書の提出を依頼
平成30年9月11日		意見書を受理、写しを実施機関に送付
平成30年9月18日	第103回情報公開審査会	意見書までの報告
平成30年9月20日		実施機関、審査請求人に意見陳述の機会を付与する旨通知
平成30年10月9日	第104回情報公開審査会	実施機関、審査請求人からの意見聴取、追加意見書を受理
平成30年11月6日	第105回情報公開審査会	審議
平成30年12月19日	第106回情報公開審査会	審議、答申